マイナンバーカード

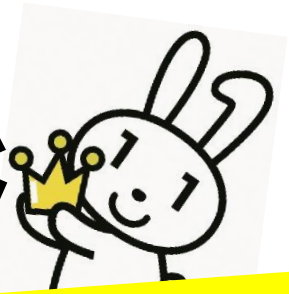

出張申請サポート

☆手続きは３ステップ（約１０分程度でカンタン）

1 会場で申請書記入

2 写真撮影 無料！！

カードができたら

3 役場で受取 または 自宅へ郵送

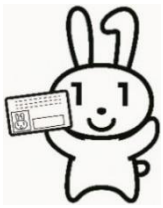

カードの出張申請および保険証との紐づけサポートを実施します
ご希望の方は裏面の必要書類をお持ちのうえ来場ください

★日　時：令和７年１１月２日（日）　午前１０時半から午後３時

★場　所：和束運動公園　茶源郷まつり特設会場

会場にて申請いただいた方に粗品プレゼント！！（数に限りがあります）

＊注意事項＊

- ●原則、初めてカードの申請をされる方が対象です
  カードの有効期限切れによる再申請を希望の方は、10 月３１日（金）までに税住民課へご連絡いただくか、送付されてきた申請書をご持参いただくと申請できます
- ●必ず、ご本人様が申請してください
- ●１５歳未満または成年後見人の方が手続きする場合は、法定代理人が同行してください
- ●申請から受け取りまでは約１カ月程度かかります
- ●電子証明書の有効期限切れの方や、暗証番号がわからない方等は紐づけができません
- ●マイナ保険証の登録利用をご希望の方は、マイナンバーカードをお持ちください

◇お手続きできる内容◇

●マイナンバーカードの新規申請

※有効期限切れ等によるカードの再申請については、１０月３１日（金）までに税住民課までご連絡いただくか、送付されてきた申請書をご持参いただくと申請が可能です

●カードの受け取り（本人のみ、当日の受取は不可。後日、本人宛に送付します）

●保険証との紐づけ

●その他、マイナンバーについてのご相談等

◇持ち物について◇

●申請のかた　　：氏名、生年月日がわかるもの

＊仕事や学校等で、平日の受取が難しい方は本人確認書類をお持ちいただくと後日、自宅へ郵送いたします。

●カード受け取り　：マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（はがき）
通知カード
本人確認書類
マイナンバーカード（有効期限満了によるカード発行の方のみ）

☆本人確認書類・・・運転免許証等の顔写真付き１点もしくは保険証等の顔写真なし２点
ただし、有効期限切れのものは不可
１５歳未満および成年後見人の申請等には、法定代理人の本人確認書類も必要になります

●保険証との紐づけ：マイナンバーカード
暗証番号４桁（数字のみ）

＊電子証明書が切れている場合は、１０月３１日（金）までに税住民課にて更新のお手続きをしてください
また暗証番号が不明な場合は、事前にコンビニにて初期化するか当日までに税住民課にて初期化のお手続きをしてください

★平日のお昼の時間（１２：００から１３：００）にもマイナンバーのお手続きが可能です
（申請・更新・初期化・紐づけ　等）
こちらの時間については、**予約制**になりますので、ご希望の方は前日までにご連絡ください
※予約のないお手続きの場合は受付できませんのでご了承ください
また、混雑時はご予約のお時間を過ぎる場合があります

◇お問い合わせ先および予約先◇

和束町役場　税住民課　　☎０７７４－７８－３００５（直通）